

千葉県告示第442号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年5月24日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
通所支援ベルテール千葉おゆみ野園  千葉県緑区おゆみ野中央3丁目4-14	一般社団法人チャイルドライフ  東京都八王子市みなみ野一丁目7番1号 代表理事 庄司 孝	令和5年6月1日	1250102280	児童発達支援・放課後等デイサービス